

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 エコネット八王子という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民・事業者及び環境に関する活動を行っている各種団体との協働のもと、八王子市の環境政策に則り、環境保全に関する活動・普及啓発・情報提供、子どもを対象とした環境学習支援及び環境保全活動を実践する個人・団体への支援などの事業を通じて、八王子の豊かで良好な環境の確保と持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する活動
- (2) 環境保全に関する普及啓発
- (3) 環境保全に関する情報の収集、解析、発信、活用
- (4) 子どもを対象にした環境学習支援
- (5) 環境保全活動を実践する個人及び団体への支援
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して活動を支援する個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電

磁的方法により本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長は、必要があると認めるときは、正会員以外の者を総会に出席させることができる。ただし、総会の議決権は正会員に限るものとする。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決する。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的表決法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

なお、書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表は、この法人の掲示場に掲示する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	田中 好雄
副理事長	並木 勇
副理事長	渡辺 政行
理事	佐々木 守
理事	大貫 圭介
理事	太田 一夫
理事	高野 重春
理事	糸田 和仁
理事	加藤 詠二
監事	田野倉 照夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正 会 員 (個人・団体) 0円
 賛助会員 (個人・団体) 0円
(2) 会 費 正 会 員 (個人・団体) 1,000円
 賛助会員 (個人・団体) 一口1,000円 (一口以上)

附則

この定款は、平成30年 9 月26日から施行する。

附則

この定款は、令和 元 年 6 月20日から施行する。

附則

この定款は、令和 6 年 〇〇 月 〇 〇日から施行する。

令和6年度 事業計画書

成立の日から令和7年(2025)3月31日まで

1 事業実施の方針

八王子市環境学習室の環境教育・環境学習に関する管理運営とし、1)環境市民会議の持続可能な運営体制の構築、2)学校教育の支援、3)生ごみリサイクル普及業務、4)環境情報拠点の構築、5)その他(環境教育・環境学習のイベント企画)など事業の拡大・充実を目指し、引き続き適正かつ効果的・効率的な推進をはかる。

また、今年度もITを活用した事業展開の見直し・構築(イノベーションの推進)を図る事で、更なる業務の拡大・充実を目指していく。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(千円)
(1)環境保全に関する活動 (2)環境保全に関する普及啓発	<p>環境市民会議の持続可能な運営体制の構築</p> <p>◆持続可能な運営体制の構築 幅広い年齢層の会員確保、各地区における活動の活性化に寄与する活動支援を行う。 また、各地区定例会に参画し、課題の抽出・改善支援、情報の共有化などする事で更なる活性化を図る。</p> <p>◆自然体験講座 当該地区の自然や歴史、文化などを再確認してもらう事を目的に各地区の環境市民会議が実施する「自然体験講座」の支援を行う。</p>	年度内で適宜開催	市内全域	840人	環境市民会議 720人 市内在住・在勤・在学 360人	1,649
(3)環境保全に関する情報の収集、解析、発信、活用	<p>環境情報拠点の構築</p> <p>◆環境プラットホームの構築 環境活動に寄与する企業、教育機関、NPO団体、市民団体等が相互に連携できる環境情報拠点の構築により、環境課題の解決や幅広いニーズへの対応を図る。</p> <p>◆交流会の開催 年2回程度環境プラットホーム参加団体及び参加希望団体との交流会を開催する。(共通/テーマ)</p> <p>◆環境ネットワークの構築 プラットホーム参加団体の課題・対応、情報交換が可能なネットワークシステム構築に向け、関係団体の登録(電子ブック)・lineworksを活用し、環境保全活動の効率化や充実、継続的な活動を推進する。</p>	年度内で適宜開催	市内全域 市内団体等	100人	交流会・ネットワーク ・ネットワーク利用者 930人	4,826
(4)子どもを対象とした環境学習支援	<p>学校教育の支援</p> <p>◆市立学校環境教育支援事業 八王子市立小学校からの環境教育支援要請を受け実施する「川の学習」、及び「みどりの学習」も本格的導入を実施する。 実施にあたっては、6地区環境市民会議から支援者を要請し、安全・安心を最優先に取組を実施する。</p> <p>◆人材育成事業 人材育成の「川の学習サポーター養成講座」は、川の学習での活動に特化した形で養成講座を短期間(2ヵ月+α)で実施し、今年度後半には市立小学校環境支援教育サポーターとしてデビューを図る。 また、養成講座終了後には、6地区環境市民会議に入会し、地域活動への参加を促す。</p>	年度内で適宜開催	市内全域 支援者要請校及び河川・里山等	293人	環境教育・養成講座 2,580人	13,157
(5)環境保全活動を実践する個人及び団体への支援	<p>生ごみリサイクル普及業務</p> <p>◆ダンボールコンポスト講習会 生ごみ減量に取り組むための啓発活動(スタート講習及びステップアップ講習、また、出前講座やイベント出展など)を推進する。</p> <p>◆生ごみリサイクルリーダー養成講座 生ごみ減量・資源化推進拡大のため、新生ごみリサイクルリーダー養成講座(座学・実践)の企画・立案、運営実施を行い、更なる推進拡大を図る。</p> <p>◆フードドライブ・廃油(家庭) 食品の賞味期限切迫品供給による「フードドライブ」施策及び家庭から出る廃油を回収し、食品の有効活用及び食品ロスの削減、並びにリサイクルの向上を図る。</p>	年度内で適宜開催	市各施設 町会会館等	220人	市内在住・在勤・在学 950人	7,823
(6)その他目的を達成するために必要な事業	<p>その他</p> <p>◆環境教育・環境学習のイベント企画 ◆他自治体等の類似施設や類似団体との連携強化 ◆環境保全活動や環境教育・環境学習に関する事 ◆北野環境学習拠点の効率的な運営活動への協力</p>	年度内で適宜開催	市内全域	150人	関係者・市民 15,000人	570

令和7年度 事業計画書

成立の日から令和8年(2026)3月31日まで

1 事業実施の方針

八王子市環境学習室の環境教育・環境学習に関する管理運営とし、1)環境市民会議の持続可能な運営体制の構築、2)学校教育の支援、3)生ごみリサイクル普及業務、4)環境情報拠点の構築、5)その他(環境教育・環境学習のイベント参画)など事業の拡大・充実を目指し、引き続き適正かつ効果的・効率的な推進をはかる。

また、今年度もITを活用した事業展開の見直し・構築(イノベーションの推進)を図る事で、更なる業務の拡大・充実を目指していく。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(千円)
(1)環境保全に関する活動 (2)環境保全に関する普及啓発	<p>環境市民会議の持続可能な運営体制の構築</p> <p>◆持続可能な運営体制の構築 幅広い年齢層の会員確保、各地区における活動の活性化に寄与する活動支援を行う。 また、各地区定例会に参画し、課題の抽出・改善支援、情報の共有化などとする事で更なる活性化を図る。</p> <p>◆自然体験講座 当該地区の自然や歴史、文化などを再確認してもらう事を目的に各地区の環境市民会議が実施する「自然体験講座」の支援を行う。</p>	年度内で適宜開催	市内全域	840人	環境市民会議 720人 市内在住・在勤・在学 360人	1,849
(3)環境保全に関する情報の収集、解析、発信、活用	<p>環境情報拠点の構築</p> <p>◆環境プラットフォームの構築 環境活動に寄与する企業、教育機関、NPO団体、市民団体等が相互に連携できる環境情報拠点の構築により、環境課題の解決や幅広いニーズへの対応を図る。</p> <p>◆交流会の開催 年2回程度環境プラットフォーム参加団体及び参加希望団体との交流会を開催する。(共通/テーマ)</p> <p>◆環境ネットワークの構築 プラットフォーム参加団体の課題・対応、情報交換が容易に可能な恒久的環境ネットワークシステムの構築により、関係団体の環境保全活動の効率化や充実をはかり、継続的な活動を推進する。</p> <p>◆環境フェスティバルの開催 毎年6月に実施の恒例の「八王子環境フェスティバル」実行にあたり、事務局として実行委員会の円滑なとりまとめを行い、企画～実施、総括までの一連の作業を環境部と一体となり推進をはかる。</p>	年度内で適宜開催	市内全域 市内団体等	100人	交流会・ネットワーク・ネットワーク利用者 12,000人	5,026
(4)子どもを対象にした環境学習支援	<p>学校教育の支援</p> <p>◆市立学校環境教育支援事業 八王子市立小学校からの環境教育支援要請を受け実施する「川の学習」、及び「みどりの学習」も本格的導入を実施する。 実施にあたっては、6地区環境市民会議から支援者を要請し、安全・安心を最優先に取組を実施する。</p> <p>◆人材育成事業 人材育成の「川の学習サポーター養成講座」は、川の学習での活動に特化した形で養成講座を短期間(2ヵ月+α)で実施し、今年度後半には市立小学校環境支援教育サポーターとしてデビューを図る。 また、養成講座終了後には、6地区環境市民会議に入会し、地域活動への参加を促す。</p>	年度内で適宜開催	市内全域 支援者要請校及び河川・里山等	293人	環境教育・養成講座 2,580人	13,357
(5)環境保全活動を実践する個人及び団体への支援	<p>生ごみリサイクル普及業務</p> <p>◆ダンボールコンポスト講習会 生ごみ減量に取り組むための啓発活動(スタート講習及びステップアップ講習、また、出前講座やイベント出張など)を推進する。</p> <p>◆生ごみリサイクルリーダー養成講座 生ごみ減量・資源化推進拡大のため、新生ごみリサイクルリーダー養成講座(座学・実践)の企画・立案、運営実施を行い、更なる推進拡大を図る。</p> <p>◆フードドライブ・廃油(家庭) 食品の賞味期限切迫品供給による「フードドライブ」施策及び家庭から出る廃油を回収し、食品の有効活用及び食品ロスの削減、並びにリサイクルの向上を図る。</p>	年度内で適宜開催	市各施設 町会会館等	220人	市内在住・在勤・在学 950人	8,023
(6)その他目的を達成するために必要な事業	<p>その他</p> <p>◆環境教育・環境学習のイベント参画 ◆他自治体等の類似施設や類似団体との連携強化 ◆環境保全活動や環境教育・環境学習に関する事 ◆北野環境学習拠点の効率的な運営活動への協力</p>	年度内で適宜開催	市内全域	150人	関係者・市民 15,000人	770

令和6年度 活動予算書

成立の日から令和7年(2025年)3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		28,000
正会員受取会費	28,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		20,000
受取寄附金	20,000	
3 事業収益		27,977,000
受託事業収益		
・八王子市環境学習室管理運営業務	25,977,000	
売上高	2,000,000	
4 その他の収益		142
受取利息	142	
経常収益計		28,025,142
(B) 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		11,132,665
給料手当	9,918,916	
法定福利費	1,120,139	
福利厚生費	93,610	
(2) その他経費		3,667,748
消耗品費	149,381	
諸謝金	1,687,776	
旅費交通費	74,196	
通信運搬費	99,810	
会議会合費	172,733	
管理運営費	107,131	
売上原価	1,060,755	
印刷製本費	3,843	
広告宣伝費	270,330	
支払手数料	4,958	
雑費	36,837	
事業費計		14,800,413
2 管理費		
(1) 人件費		7,724,729
給料手当	6,852,252	
法定福利費	775,867	
福利厚生費	96,610	
(2) その他経費		5,500,000
管理運営費	541,334	
会議会合費	54,042	
印刷製本費	434,922	
旅費交通費	3,453	
車両関係費(諸経費含)	50,381	
通信運搬費	278,838	
広告宣伝費	0	
事務消耗品費	240,930	
保険料	161,514	
器具備品費	20,252	
リース料	1,653,538	
修繕費	0	
諸謝金	264,817	
管理諸費	0	
接待交際費	67,713	
新聞図書費	19,862	
諸会費	14,596	
租税公課費	1,678,977	
支払手数料	14,829	
雑費	0	
管理費計		13,224,729
経常費用計		28,025,142
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		0
(C) 経常外収益		
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		0
法人税、住民税及び事業税 ... ④		
前期繰越正味財産額 ... ⑤		9,117,048
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		9,117,048

令和7年度 活動予算書

成立の日から令和8年(2026年)3月31日まで

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	28,000 0	28,000
2	受取寄附金 受取寄附金	20,000	20,000
3	事業収益 受託事業収益 ・八王子市環境学習室管理運営業務 売上高	26,977,000 2,000,000	28,977,000
4	その他の収益 受取利息	142	142
経常収益計			28,025,142
(B)	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費	9,918,916 1,120,139 93,610	11,132,665
(2)	その他経費 消耗品費 諸謝金 旅費交通費 通信運搬費 会議会合費 管理運営費 売上原価 印刷製本費 広告宣伝費 支払手数料 雑費	149,381 1,687,776 74,196 99,810 172,733 1,107,131 1,060,755 3,843 270,330 4,958 36,837	4,667,748
事業費計			15,800,413
2	管理費		
(1)	人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費	6,852,252 775,867 96,610	7,724,729
(2)	その他経費 管理運営費 会議会合費 印刷製本費 旅費交通費 車両関係費(諸経費含) 通信運搬費 広告宣伝費 事務消耗品費 保険料 器具備品費 リース料 修繕費 諸謝金 管理諸費 接待交際費 新聞図書費 諸会費 租税公課費 支払手数料 雑費	541,334 54,042 434,922 3,453 50,381 278,838 0 240,930 161,514 20,252 1,653,538 0 264,817 0 67,713 19,862 14,596 1,678,977 14,829 0	5,500,000
管理費計			13,224,729
経常費用計			28,025,142
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			0
(C)	経常外収益		
経常外収益計			0
(D)	経常外費用		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			0
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			9,117,046
次期繰越正味財産額③-④+⑤			9,117,046